

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人事業主に対する報酬・料金等に関する源泉徴収業務等法定調書の作成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国立大学法人弘前大学は、本学が保有する特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えい及びその他の事態を発生させるリスクを軽減するために、適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

国立大学法人 弘前大学

公表日

平成28年8月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人事業主に対する報酬・料金等に関する源泉徴収業務等法定調書の作成に関する事務
②事務の概要	本学が委嘱した委員や講師等に対する報酬や弁護士報酬等を支払う際、個人番号の提供を受け、これを記載した法定調書等を作成し、税務署及び市区町村に提出する。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項の規定のとおり、所得税法等で規定する事務の処理に必要とされる第三者の個人番号を記載した法定調書等の提出事務において個人番号を用いることとなる。
③システムの名称	使用せず
2. 特定個人情報ファイル名	
マイナンバー登録一覧表 【旅費担当→雇用・給与担当】源泉データ変換 【旅費担当→雇用・給与担当】支払調書データ変換(うち提出分) 【旅費担当→雇用・給与担当】支払調書データ変換(全体)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部財務管理課
②所属長	財務部財務管理課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	弘前大学総務部企画課 情報公開室 電話:0172-39-3011 〒036-8560 青森県弘前市文京町1番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	弘前大学総務部企画課 情報公開室 電話:0172-39-3011 〒036-8560 青森県弘前市文京町1番地

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	